

食のみやこ鳥取県お届け応援事業について

1 事業実施主体

次の(1)～(3)をすべて満たす鳥取県産農林水産物及びその加工品の販売を行う事業者であること。
(農林水産物消費回復緊急支援事業費補助金の対象者を除く)

- (1)鳥取県内に主たる事業所を有すること。
- (2)「食のみやこ鳥取県」推進サポーターであること。
- (3)「新型コロナ安心対策認証店」「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」「新型コロナウイルス感染予防対策協賛オフィス」のいずれかであること。

⇒(2)及び(3)について、補助金申請時に同時に登録申請を行う場合も可。
ただし、実績報告時に登録または認証されていることが必要です。

2 補助対象事業について

巣ごもり需要の獲得を目指した県産農林水産物とその加工品の消費回復や販売促進の取り組みで、事業実施主体が負担する経費を対象とする。(購入者が負担する商品代金、送料等は対象外)

※県産農林水産物等のPR・キャンペーンチラシ等を同封すること。

- 【取組事例】・ダイレクトメールの作成、発送
・チラシの作成
・地域メディア等への広告出稿
・送料優待キャンペーン 等

3 対象期間

- ・交付決定日から令和4年2月19日までに支払った経費が対象となります。
- ・交付申請期限：令和3年11月30日
ただし、予算に限りがあるため申請状況によっては11月30日以前でも受理できない場合があります。
また、予算の状況をみながら11月30日以降の申請も検討します。その場合、当課ホームページでご案内しますので、ご確認ください。
- ・事業実施期間：交付決定日から令和4年2月19日
- ・事業報告期限：令和4年2月19日(必着)

4 補助金の交付について

- ・補助率：補助対象経費の1/2(送料は配送1件につき上限500円)
- ・補助上限額：200,000円
- ・補助金活用回数：1申請者あたり1回まで
- ・補助金の支払いは事業実績報告後の精算払いとなります。
⇒なんらかの事情により事業実績報告前の概算払いが必要な場合はご相談ください。
- ・補助対象事業において他に国・県の補助金を受けている場合はこの補助金の交付を受けることはできません。
⇒補助金交付後に発覚した場合、補助金を返還していただきます。
- ・鳥取県産業振興条例により、委託に係る経費については原則として県内業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。
⇒やむを得ない事情で県外業者へ発注する場合は県の承認が必要となります。
⇒委託費以外については承認は必要ありませんが、できるだけ県内事業者への発注をお願いします。

食のみやこ鳥取県お届け応援事業について

・補助金交付の流れ

実施者	内容	提出先等
事業実施主体	補助金交付申請書の作成、提出	→食のみやこ推進課
↓		
食のみやこ推進課	申請内容の審査、補助金交付決定	→事業実施主体
↓		
事業実施主体	事業実施、必要経費の精算・支払い	
↓		
事業実施主体	実績報告書作成、提出	→食のみやこ推進課
↓		
食のみやこ推進課	実績報告内容の審査、補助金額の確定	→事業実施主体
↓		
食のみやこ推進課	補助金の支払い	→事業実施主体

5 補助対象経費、補助率について

上記2の取組にかかる次の経費で、事業申請者が自ら負担する経費が補助対象です。

区分	内容	補助率
販売促進費	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ダイレクトメールの作成費 ・ダイレクトメール発送料 ・広告出稿費、新聞折り込み費用 ・HPの改修（キャンペーン等の特設ページ作成費に限る） ※「食のみやこ鳥取県」のPR等を合わせて行うこと（チラシの同封、ロゴの添付、HPへのリンクやQRコードの表示等）	1/2
送料支援	送料減額する取り組みを実施し、かつ、県内在住者が県外在住者へ配送する場合の事業主が負担する送料(BtoCに係るものに限る) ※購入者が負担する送料は対象外 ※県産農林水産物等のPR・キャンペーンチラシ等を同封すること	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">送料の1/2</div> 又は <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">1配送あたり500円</div> のいずれか低い額

- ・購入者が負担する送料を割り引く場合は対象になるか。
⇒割り引いた送料を事業者が負担する場合の送料は送料支援の対象になります。
- ・商品価格に送料が含まれている場合は対象になるか。
⇒対象になりません。
ただし、送料相当分を割り引く取り組みを行う場合には、割引額の1/2（上限500円/1配送）が送料支援の対象になります。
- ・チラシ・DMの作成経費は、版下の作成、印刷の両方が対象か。
⇒補助事業の範囲内で両方対象となります。
- ・キャンペーン等のプレゼント料金やプレミアム部分は対象となるか。
⇒対象になりません。
- ・事業の対象となる配送に同封する県産農産物等のPR・キャンペーンチラシ等は県から提供されるのか。
⇒県が作成し、交付決定時に送付します。
- ・消費税は対象となるか。
⇒対象となりません。補助対象経費から消費税等の額を除いて申請してください。

食のみやこ鳥取県お届け応援事業について

6 実績報告について

- ・ 事業実績報告期限：令和4年2月19日（金）
- ・ 実績報告に必要な添付書類
 - (1) 作成されたチラシ、カタログ、ホームページのプリントアウト、出稿された広告等、実施した取組や補助対象商品を確認できる資料
 - (2) 発送者及び配送先の一覧表（DM発送、送料支援等に係るもの）
 - (3) 補助対象経費について経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法等を記載した一覧表
 - (4) (3)に関する証ひょう書類の写し（支払金額、支払の内容、支払日の確認できるもの）
 - (5) 口座振込依頼書
 - (6) その他、必要に応じて提出を依頼する場合があります。
- ・ 本補助金は国交付金を財源としており、事業実施後であっても会計監査等の対象として証ひょう書類の提出を求める等、受検の際には御協力いただく場合があります。
- ・ 支払に関連する書類等は少なくとも令和9年3月31日まで保管ください。